

2012年03月02日 改定

## Joy of Roses 会則

(名称)

第一条 本会の名称を Joy of Roses とし、その略称をJORとする。

(目的)

第二条 バラ育てを楽しみ、学び、広め、美しい街の実現を目指す。  
営利を目的としない。

(活動)

第三条 活動拠点は横浜市青葉区荏子田に置く。

主な活動内容：

- \*バラの育成・管理及びそれに関連する事項の学習。(研修会・実習会開催)
- \*バラに関する情報交換
- \*バラ鑑賞
- \*バラ育成の普及手助け
- \*バラを通じての社会貢献
- \*政治、宗教とは一切係わりを持たない

(会員)

第四条 本会の趣旨に賛同し入会を希望する方は、所定の申し込み書に記入し、入会登録をする。

会員は退会届を出すことによって、何時でも退会できる。

(会費)

第五条 会員は、年会費として 1,000 円を、会計年度開始から1ヶ月以内に、会計担当者に現金又は郵便振込みにて納める。年度途中の入会者は、年度途中であっても、入会年度分として、入会日から1ヶ月以内に¥1,000円を収める。退会者には返金しない。

会計年度は3月1日から2月末日とする。但、第一会計年度は、2003年10月18日から2005年2月末日とする。

(JOR-Family)

第六条 会員間の相互理解の促進と、会の活性化を計る母体として JOR-Family (以下 J.F.) を設け、本会の運営・管理をする。メンバーは10人程度とし、総会で選出し、任期は翌々年度の定時総会までとする。J.F.は、JORの代表を選出、研修会・鑑賞会・ボランティア等の企画、HP管理、ML管理、メンバー管理、会計、会計監査などを行う。J.F.の召集は代表が行う。J.F.のメンバーの補充が必要になった場合は、J.F.の推薦により補充する。その場合の任期は、他のメンバーの残存期間とする。J.F.は顧問を設けることができる。

(総会)

第七条 会員の定時総会は、年一回3月中に、代表が召集し開催する。但し、必要があれば、その都度、代表及びJ.F.は臨時総会を招集できる。定時総会では、J.F.のメンバーの選任、会則の変更、会計報告の承認、その他必要と認める事項を総会の出席者の過半数で議決する

(ホームページ)

第八条 次の目的のためにホームページを設ける。

- \* 会員各位の表現の手段と相互理解
- \* バラ育成・管理・維持の学習。
- \* 社会に、本会を紹介し、バラの魅力をより多くの人に知ってもらう。
- \* URL: <http://www.joy-of-roses.com/>
- \* Blog: [http://blog.goo.ne.jp/joy\\_of\\_roses/](http://blog.goo.ne.jp/joy_of_roses/)

(メーリングリスト)

第九条 次の目的のためにメーリングリストを設ける。

- \* 会員間のコミュニケーションをスムーズに行う。

第十条 当会則に定めのない事項は、J.F.の協議を経て別に定める。

附則：本会則は、2003年10月18日から適用する。

改定履歴：2003年10月18日 会則施行  
2006年01月14日 JORホームページURL変更に伴う改定  
JORブログURL記載に伴う改定  
2008年03月08日 JOR総会にて可決された会費改定に伴う改定  
改定前（第五条）：年会費 500 円  
改定後（第五条）：年会費 1,000 円  
2012年03月02日 第三条 主な活動内容追加に伴う改定